

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

仙北市の人口は、令和5年3月末現在 23,835 人と新設合併当初の平成17年9月末から 8,802 人、27.0%の減となっている。進学や就職による地元離れの若者世代の増加や、高齢化の進展により、今後はますます減少傾向で推移すると見込んでいる。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、2040年には 16,306 人にまで減少すると推測されている。

本市の主要産業は、農業、林業、観光業である。令和2年度産業別総生産額は、第一次産業 4,355 百万円、第二次産業 18,899 百万円、第3次産業 54,740 百万円となっている。

こうした中、本市域内の中小企業については慢性的な人手不足や従業員の平均年齢の上昇が続いている。また、地場の中小企業の業況は回復傾向には遠く、中央との格差は拡大傾向にあり、製造品出荷額は令和2年度 17,849 百万円で、平成17年度をピーク（18,744 百万円）に下降傾向にある。加えて地場中小企業の保有している設備については老朽化が進んでおり、生産性向上にブレーキを掛ける状況ともいえる実態である。

今後都道府県の中で一番とも言われる高齢化と少子化による労働力不足が確実に予想される中、働き方改革への対応など様変わりする労働環境へ即応するためにも、設備を更新し生産性を向上させる取組が急務となっている。生産性向上のためには、資本装備率（就業者1人あたりの付加価値額）や全要素生産性（生産設備や労働の投入量によらない生産性）を高める必要があり、設備投資や研究開発等の中小企業の取組援助による地場中小企業の強化育成を図り、産業集積を進め、生産波及効果を高めるなど、地域の産学官金労が連携した取組が必要である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、市内中小企業における先端設備等の導入を促すことで、企業の生産性を高め、大曲仙北地域全体の地域経済の活性化につなげることを目指すと共に、次世代の担い手となる若者が魅力的と感じる企業に成長するための支援を行う。

これを実現するための目標として、計画期間中に6件程度の先端設備等導入事業計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者における労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

当市では、製造業、卸・小売業及びサービス業は市内の従業者数が多く、求職者の受け皿となりやすい業種である。また、建設業は、豪雪地帯の冬期間の除雪従事者を必要とする当市にとって欠くことができない産業である。

さらに、従事者が比較的少ない業種であっても企業との取引等、相互に関連しながら当市の活性化を支えている。

このように、多様な産業における様々な設備投資を支援するため、本計画における対象設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する先端設備等の全ての設備とする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

当市では、農業事業者は市内全域に、製造業の事業者は農工団地等郊外に所在し、卸・小売業及びサービス業の事業者は駅周辺や市街地、山間部の温泉郷に所在するなど、市内全域において事業が行われていることから、本計画における対象地域は、当市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

当市の産業構造や製造品出荷額等から勘案すると、業績の好調な電子部品・デバイス・機械分野、木材・木製品を対象設備とするべきとも考えられるが、当市で行われている産業は多岐にわたり、多様な業種が当市のみならず大曲仙北地域全体の地域経済や雇用において大きな役割を担っている。このことから、全ての産業において多くの事業者の生産性を向上することが必要であり、本計画における対象業種は、全業種とする。

生産向上に向けた事業者の取り組みは、新製品の開発、自動化の推進、IOTを活用した業務効率化、省エネの推進、企業間における海外市場等を見据えた連携等、多様であることから、本計画における対象事業は、労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月27日 ～ 令和7年6月26日の2年間

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①～④の全てを満たす者の取組を先端設備等導入計画の認定の対象とする。

①市内に本店または主たる事業所、工場があること。

- ②市民税を滞納している者でないこと。
- ③人員削減を目的とした取組でないこと。
- ④公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものでないこと。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。